幸手市公園キッチンカー出店要綱

●出店場所

幸手総合公園ひばりヶ丘球場（図面参照）

●営業許可日時

営業許可日：12月20日（日）入場可能時間：11：00～14：00

営業許可時間：営業開始11：00～20：00完全撤収　※準備、撤収時間は要相談

●出店料

1日1,000円（1台）

●支払方法：当日営業前に現金で支払う事。

いかなる理由による返金、減免は行わない。

●キッチンカーの許可基準

（1）大きさ

車体の平面積が約１０㎡以内

大型トラックの使用は認めない。

（2）仕様

電気、水道・排水設備を有していること。

消火器を有していること。

正規の改造車で車検を有していること。

●販売許可品目

飲食物

自動車関係の営業（調理製造・販売業）で保健所より許可を得ているもの。

申請時に詳細を記入する事。事前に申請した物以外の販売は認めない。

●応募者の資格基準　以下条件を全て満たす者とする

（1）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定（契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）に該当する者でないこと。

（2）無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成１１年法律第１４７号）第８条第２項第１号の処分を受けている、もしくは過去に受けた事のある団体及びその代表者、主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者でないこと。

（3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる行動を行う団体の代表者、主宰者又は

その構成員並びにそれらの協力でないこと。

（4）飲食物を販売品目とする場合は、食品衛生責任者または、食品衛生責任者の資格とみなされる資格（調理師等）及び自動車による食品営業に係る営業許可（調理・製造・販売もしくはその両方。埼玉県内の許可）を有するもの。

（5）移動販売車は出展者が所有権を持っているものに限り、レンタル車での出店はできない。ただしリース車の場合、車検証の使用者と営業許可証の名義が同一である場合に限り可能とする。

●ごみ処理

（1）出店者は必ず移動販売車の近くにゴミ箱を設置すること。

（2）ゴミの処分は出店者が行うこと。
ゴミは分別し適切に処分する事。また購入者に対し、ゴミの適正な処理を促すこと。

（3）出店者は移動販売車及びその周辺を常に清掃し清潔を保つ事で公園利用者が快適に利用できるよう努めること。

（4）園内での汁物や油類の廃棄を厳禁とする。なお食器等の洗浄に公園設備を使用する事は認めない。

（5）出店により発生した排水は公園設備に流さず持ち帰り適正に処分すること。

●その他事項

（1）雨天等でやむを得ず営業休止、中止する場合または営業時間が短くなる場合は管理者へ連絡すること。無断での営業休止・中止等は認めない。

（2）園内を走行する場合、ハザードランプを点灯、速度５km/h 以下で走行すること。

（3）園内の指定された場所以外に駐車する事はできない。

（4）出店による事故や苦情等のトラブルは出店者が迅速に対応すること。

（5）出店中のＢＧＭは認めるが騒音等、近隣への配慮を行うこと。

（6）店舗前に限り簡易的なテーブル・イスの設置を認める。

（7）申請内容に虚偽があった場合、許可条件守らない場合、公園の運営上問題がある場合指定管理者は出店許可をその場で取り消す事ができる。なおその際返金は行わない。
また今後の出店を禁止とする場合もある。

（8）衛生管理を徹底し販売品の品質を確保すること。

（9）食中毒等の予防のため保健所による改善指導を行う場合がある。

（１０）出店者は賠償保険に加入し、出店に伴い発生した施設の損害及び第三者への損害は出店者が一切の賠償の責を負うこと。

（１１）公園施設を破損した場合全ての責任を負うこと。

（１２）公園内で許可内容とは関係のない広告等は行わないこと。

（１３）アレルゲン表示の義務は食品表示法で加工食品に限られているが、各事業者の判断で消費者への配慮を行う事。（正確に把握している品目のみ表示し曖昧な表示は避ける）

（１４）感染症防止対策とし消毒液を設置し、その他衛生管理を徹底すること。
列形成もソーシャルディスタンスを保つよう利用者へ促すこと。

（１５）その他不明な点は指定管理者と協議すること。

出店の流れ

初回	2回目以降
・出店申請書 ・営業許可書の写し ・食品衛生責任者の写し ・生産物賠償責任保険の証明書の写し ・車検証の写し ・運転免許証の写し	・出店申請書 ・変更・更新のあった書類

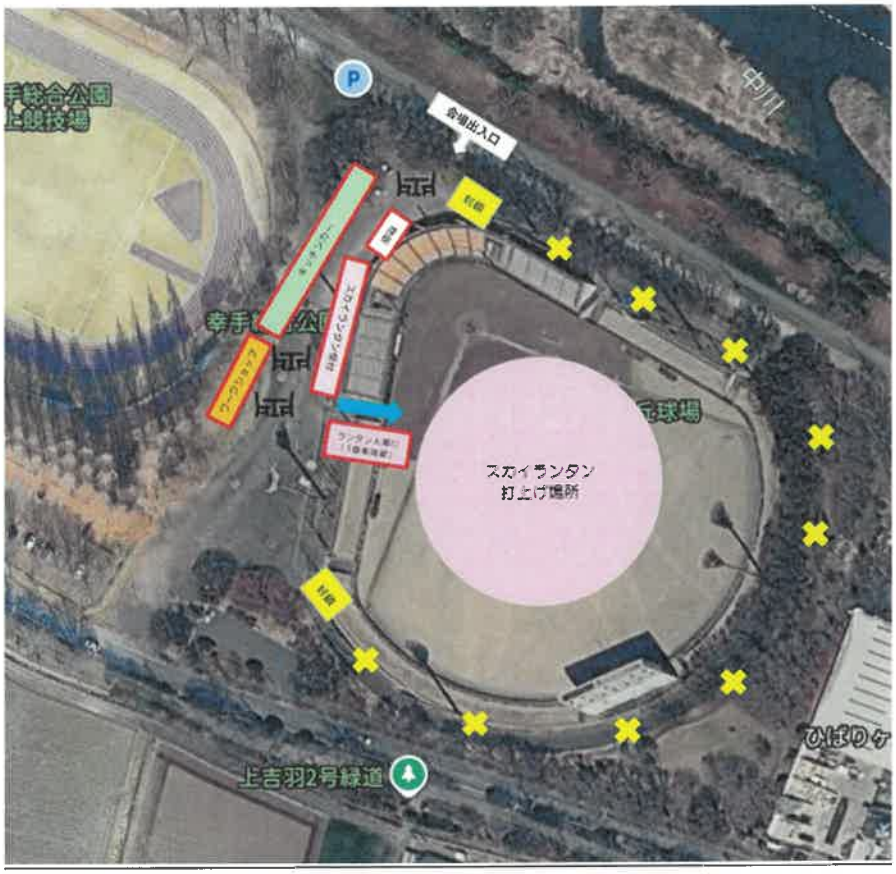
提出方法：メールで提出　satte@shinko-sports.com
Ｂ＆Ｇ海洋センター　☎0480-48-0220
住所　埼玉県幸手市大字木立１７７９－３

提出期限：１２月１１日（金）まで

（初回）
1.出店申請書を提出してください。
2.約１週間程度で参加可否のご連絡をいたします。
その後、許可書を発行し、メールで送付いたします。
3.当日は許可書を見える場所に掲示してください。
4.当日の営業前にひばりヶ丘球場受付窓口にて出店料をお支払いください。

（２回目以降）
1.出店申請書を提出してください。
2.約１週間程度で参加可否のご連絡をいたします。
その後、許可書を発行し、メールで送付いたします。
3.当日は許可書を見える場所に掲示してください。
4.当日の営業前にひばりヶ丘球場受付窓口にて出店料をお支払いください。

出店場所：幸手総合公園ひばりヶ丘球場
キッチンカーの場所へ先着順にて配置ください



出入口： ひばりヶ丘球場駐車場手前よりお入りください

キッチンカー・ワークショップ出入口

